

訪日団体旅行誘客プロモーションのご案内

一定の条件を満たす千葉県への訪日団体バスツアーに対し、ツアー造成費用を支援することにより、千葉県への外国人団体旅行客の宿泊や周遊を促進し、県内観光業の活性化を図ることを目的とします。

事業名

訪日団体旅行客向けバスツアー造成支援事業

対象期間

2024年4月2日(火)出発から2025年2月28日(金)帰着まで

対象ツアー

訪日外国人の団体バスツアー

支援要件

- (1)～(3)のすべてを満たす必要があります。
- (1)原則として、参加者10名以上の団体ツアーであること。
 - (2)千葉県内に2泊以上宿泊すること。
 - (3)千葉県内の有料観光施設に1箇所以上立ち寄ること。

支援金額

パターン	ツアー内容	支援金
①	C 地域に1泊以上宿泊	150,000円
②	B 地域に1泊以上宿泊	70,000円
③	A 地域に連泊	40,000円

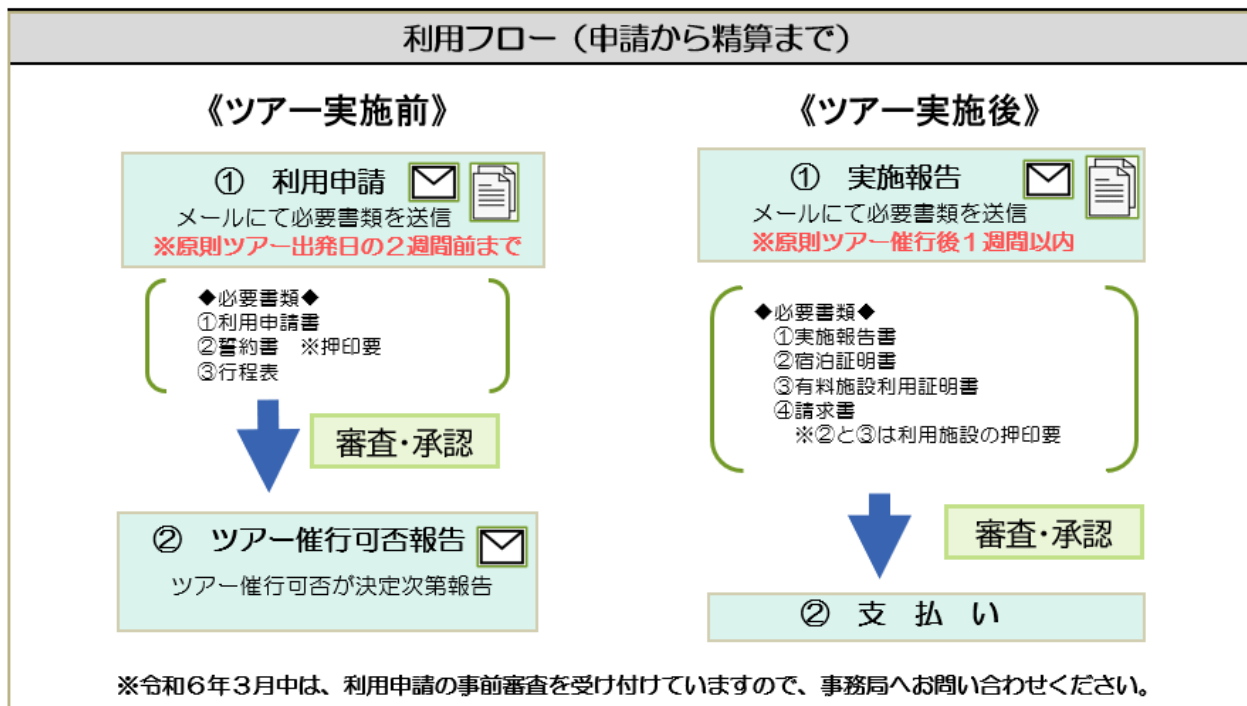
※ ①～③は原則、併用不可

※ ③については、B又はC地域の有料観光施設への1箇所以上の立ち寄りが条件となります。

地域区分図



利用フロー



※詳細は事務局にお問い合わせください。

申請様式

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1)利用申請書_様式第1号 | (4)宿泊証明書_様式第4号 |
| (2)誓約書_様式第2号 | (5)有料施設利用証明書_様式第5号 |
| (3)実施報告書_様式第3号 | (6)請求書_様式第6号 |

注意事項

- ・支援対象者は、旅行業法に基づく旅行業、旅行サービス手配業の登録を受けた旅行会社又は海外の旅行会社で、日本語での手続きが可能であり、かつ日本国内に銀行口座を有する者に限ります。
- ・宿泊施設は、旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル・簡易宿所が対象です。
- ・審査の結果、適用条件を満たしていない場合は支援対象外となります。
- ・実施報告書と行程表の不一致、提出書類の不備、その他諸条件を満たしていない場合は、承認を取消させていただくことがあります。ツアー内容等変更の際は、速やかにお知らせください。
- ・予算に達した時点で本事業の受付は終了となります。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、本事業による支援を中止又は停止することがあります。その場合、登録事業者に対して、取消料等のいかなる費用も補償いたしません。

申請書類提出先・お問い合わせ先

<事務局> 公益社団法人千葉県観光物産協会
担当: 田村・岡野
TEL: 043-225-9170 FAX: 043-225-9198
E-Mail: ibb@chiba-tpa.or.jp